

議案第 89 号

議案名 令和 4 年度宝塚市一般会計補正予算（第 5 号）

資料 1（61・62） 新ごみ処理施設等整備・運営事業にかかる補正予算について

1. 事業目的

本市の廃棄物処理施設である「宝塚市クリーンセンター」のごみ焼却施設は昭和 63 年稼働、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設は平成 2 年稼働であり、いずれも既に 30 年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化、及び大規模修繕等を繰り返すことによるコストの増大化や循環型社会形成に向けた新たな処理方法等への対応が困難になったことから、新しいごみ処理施設を整備しようとするものである。

2. 事業方式

DBO 方式（公設民営）

設計・建設、運営までを民間事業者のノウハウを活用して一括して実施してもらうことにより、経費の削減とサービス向上を期待できる。

3. 事業者選定

(1) 選定方法

総合評価一般競争入札

入札価格及び提案内容について総合的に評価して決定した。

(2) 選定基準

落札者決定基準に基づき、参加資格審査、基礎審査、加点審査を行った。

評価点については、価格点を 50 点、提案内容点 50 点の 100 点を満点とし、得点の最も高い提案をしたものを選定した。

提案内容の評価については、事前に示している評価項目及び評価ポイント、配点に基づき審査した。

(3) 参加事業者数

2 グループ（うち 1 グループは提案書提出前に指名停止となり資格喪失）

(4) 選定結果

最優秀提案者 川崎重工業株式会社グループ

内容点 36.03 点、価格点 50.00 点、合計 86.03 点

4. 事業概要

(1) 事業用地

現クリーンセンター用地：宝塚市小浜 1 丁目 2 番 15 号

(2) 施設概要

① エネルギー回収推進施設

ア. 処理能力・・・・・・・・・・ 210 t/日（105 t/日×2 炉）

イ. 可燃粗大ごみ処理設備

（ア） 堅型切断式破碎機・・・7.1 t/5 h

- ② マテリアルリサイクル推進施設
 - ア. 一般持込受入ヤード
 - (ア) ターンテーブル・・・3基
 - イ. 不燃粗大ごみ
 - (ア) 処理能力・・・6.4 t / 5 h
 - (イ) 破碎設備・・・堅型回転式破碎機 15.5 t / 5 h
 - ウ. 小型不燃ごみ
 - (ア) 処理能力・・・4.4 t / 5 h (11.0 t / 5 h : 2日/週運転時)
 - エ. かん・びん
 - (ア) 処理能力・・・8.8 t / 5 h (14.67 t / 5 h : 3日/週運転時)
 - オ. ペットボトル
 - (ア) 処理能力・・・3.1 t / 5 h
 - カ. プラスチック類
 - (ア) 処理能力・・・8.3 t / 5 h
- ③ し尿処理施設
 - ア. 処理能力・・・13kl/日
- ④ 仮設リサイクル施設

既存粗大ごみ処理施設の解体からマテリアルリサイクル推進施設までの整備期間中において、粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック類等を破碎・選別・圧縮・梱包・保管する仮設の処理場

 - ア. 処理能力・・・39.9 t / 5 h
- ⑤ その他施設：管理棟、収集車車庫棟・職員詰所、憩いの広場、駐車場、外構等

5. 全体事業費

65,777,800,000円 (税込み)

(内訳)

整備事業費 46,318,800,000円 (税込み)

運営事業費 19,459,000,000円 (税込み)

(入札時は、想定ごみ量に合わせて運営委託額を算出し、令和29年9月までの想定ごみ量に対する委託総額になっており、単価契約に基づく支払となる。)

6. 財源内訳

本契約後に実施設計を行うため、確定額は実施設計後に確定することとなるため、財源内訳の目安として、事業者による提案時点での概算額を基に財源内訳を算出するものであり、今後変更を伴うことをご了承願いたい。

(1) 整備事業費

- 交付金 (循環型社会形成推進交付金：環境省)
 - ・発電設備に係る設備：対象事業費の1/2

・廃棄物処理施設：対象事業費の1/3

12,990,995,000円（整備事業費の約28%）

○ 起債

・交付対象事業：90%充当、償還時50%交付税措置

・交付対象外事業：75%充当、償還時30%交付税措置

28,459,500,000円（整備事業費の約61%）

○ 一般財源（新ごみ処理施設建設基金、都市計画税を充当予定）

4,868,305,000円（整備事業費の約11%）

(2) 運営事業費（単価契約）

令和29年9月までの想定ごみ量に対する予定額

○ 一般財源

19,459,000,000円

7. 補正予算の内容について

新ごみ処理施設等整備工事費235,245千円につきましては、工事請負契約において、事業者が請求することができる前払金300,000千円に対応するものです。

当初予算で見込んでいた工事費64,755千円が、本年度内の工事スケジュール確定により不要になったため、その差額を要求するものです。

300,000千円（前払金）－64,755千円（当初）＝235,245千円（補正）

また、ごみ処理施設整備事業債につきましては、工事費同様に工事費に対する起債額48,600千円を減額し、前払金に対する75%の起債対応による当初予算との差額を要求するものです。

225,000千円（前払金分）－48,600千円（工事分）＝176,400千円
（補正）